

卒業・進級の認定基準

(概要)

以下の通り、当校の学則第 20 条の 2) に則り卒業を認定する。

履修すべき全ての科目の単位を修得した者に対し、進級判定会議の審議を経て進級を認定する。

所定の修業年限以上在学し、各学年所定の全単位を修得し、所定の課程を履修した者について卒業試験に合格した者には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://reha.aoike-toyama.com/disclosure/>